

奈良県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	指定年月日	
	有限会社 陽だまり	葛城市笛吹五〇一―	一樹の里	山辺郡山添村 大字三ヶ谷一〇六四―一	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	平成三十年 四月一日